

第18回滋賀県自治創造会議 テーマ一覧

提 案 団 体 名	整理番号、テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
①小中学生の医療費の県内統一助成について	
長 浜 市	<p>毎年乳幼児や児童に対する医療費助成制度を国への要望にあげているが、一向に制度化する動きがない。</p> <p>平成26年4月消費税率引き上げにより福祉財源を賄うという方針が示されたことに伴い、少子化対策のひとつとして福祉医療費助成制度を充実させていくべきと考える。</p> <p>現在、県内の福祉医療費助成制度は、就学前は「乳幼児」として医療費を助成しているが、就学後の小中学生には、入院費に関しては県内ほぼ全市町で、通院費に関しては6市町で、市町独自の「子ども医療費」で助成している。助成内容も市町それぞれとなっているため、県民にとって分かりにくく、さらに市町の事務も煩雑になっている。</p> <p>こうしたことから県と市町が協力して、県内全市町での統一した助成制度として拡充し、子育てのしやすい県として滋賀県をアピールしてはどうかと考える。</p>
②台風18号の豪雨による流域下水道マンホールからの溢水等の被害発生の原因究明と防止に向けた今後の取り組み方針について	
草 津 市	<p>去る9月16日に県内を襲った台風18号による豪雨により、草津市内の湖南中部浄化センター周辺地域では、流域下水道管や公共下水道管が満水状態になったため、マンホールや公共汚水枡から地上に汚水が溢水するなどの浸水被害が発生しました。</p> <p>また、県内市町においてもポンプ場が溢水し運転中止等により同様の被害が発生しております。</p> <p>これらの原因は、浄化センターに集まってくる汚水に加え、本来、分流式の污水管には流入するはずのない雨水が豪雨により大量に流れ込んだためと考えられますが、非常時における浄化センターおよび各ポンプ場の操作規定(マニュアル)は、どのようになっていたのか。また、その対策は万全であったのか説明願いたい。</p> <p>このようなことは今後も発生すると考えられるので、今回の発生の原因究明を行い、県および市町が連携し抜本的な対策を検討することが必要です。</p> <p>例えば、ハード対策としては、流域下水道管の満水状態を防止するために、湖南中部浄化センター内の汲み上げポンプの機能強化に加えて、緊急時に行う簡易放流のための一次処理槽(沈殿槽)から消毒槽へのバイパス管の機能強化を図るなど、不測の事態にも対応できるように浄化センターの機能強化対策を行うことなどです。</p> <p>また、ソフト対策としては、流域下水道の各ポンプ場が機能停止した場合や市町で汚水が溢水した場合などを想定した緊急時の維持管理ルール作りが必要であり、流域下水道管理者である県が主体となり、流域別の推進連絡協議会の場などで市町と十分な調整を図らなければならないと考えます。</p> <p>加えて、市町に対し雨水の大量流入の防止対策を促すとともに、さらに県内市町のネットワーク強化を図るなど、汚水による浸水被害が起こらないよう強く取組む必要があることから、自治創造会議において、滋賀県からしっかりとの方針をお示しいただくようお願いします。</p>

提 案 団 体 名	整理番号、テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
	③地方自治に求められる「都市計画のあり方」及び「農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直し」について
近 江 八 幡 市	<p>元々都市計画区域の広域設定は、住民の「生活圏域」が必ずしも単一の自治体に留まるものではないことから、現実の市街地の広がりや住民の生活圏域などを考慮し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設を広域的にも整合を図った上で設定することが望ましいことと、都市計画法第5条に「都道府県が一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定する」ことが定められていることから、これまで区域設定や見直し作業は県の主導により概ね5年周期で行われてきた。</p> <p>そのような中、県下においては平成の大合併により、1市町の区域において複数の都市計画区域が混在している状況が生まれ、これが市町独自のまちづくりを進めるにあたっての大きな課題になり得る状況にある。</p> <p>また、現在の都市計画は都市部の集約化や、時代の変化に起因する過去の都市計画と現状との著しい乖離の是正、低炭素のまちづくりなど、その要求事項は多岐にわたっており、基礎自治体である市町が、自らの地域の特性を認識し、自主的に実現性のある都市計画を構築することが、効果的な実現方法であると考えます。</p> <p>こうしたことから、現在そして今後の市町のまちづくりである都市計画には、柔軟性とスピードをもって当たることが必要と考えるものであり、最も身近な行政単位である市町が中心に行うことで、時代の求めに応じた持続性と実現性のある都市計画の構築、住民との協働による市町の課題解決と住民福祉の向上を成し得ることができると考える。</p> <p>実現性と柔軟性、そして自主性に富んだ都市計画を、市町がスピード感を持って達成できるように、都市計画区域の再編成や区域区分の決定などのさらなる権限移譲を可能にする法改正を求めたい。</p> <p>農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直し</p> <p>①農業振興地域の整備に関する法律には、県知事の同意が不可欠となっているものの、知事同意が足かせとなり地域の衰退を招いている。</p> <p>知事同意を廃止することは、基礎自治体において、農業・商工業・市街地のバランスある地域の特性に応じた独自の土地利用が促進されるとともに、生産性の高い農業と産業の集積の実現による独自の地域振興をはかることができる。</p> <p>⇒ 国では全国で農用地を8万ha増加させる方針を定めたが、農用地区域率の高い本市にとって、新たな産業の育成、企業誘致などの地域振興対策等による活力に満ちたまちづくり施策が出来ないため、本市の成長を著しく阻害し、ひいては県全体の成長の妨げにつながると言わざるを得ず非常に重要な問題である。このため、県知事同意の廃止を強く要望する。</p> <p>②受益地が広域に及ぶ農業振興地域内のかんがい排水事業等を土地改良事業完了後8年未経過の対象から除外を求める。</p> <p>⇒ 圃場整備後、農用地区域にかんがい排水事業の維持管理及び更新等のための土地改良事業が実施されることにより、8年未経過の要件が広範囲なかんがい排水の受益地全体に付加されてしまうことから、農業に資するもの以外の農地転用が不可能となる。本市では、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外できず、他市への転出するという事例も発生している。これは明らかに、まちの発展に支障が出始めているといわざるを得ない。こうしたことから、受益地が広域に及ぶ農業振興地域内のかんがい排水事業等を土地改良事業完了後の8年未経過の対象から外す柔軟な対応を強く要望する。</p> <p>③新規就農者や担い手の確保並びに農村集落の活性化の観点から農村のまちづくりに意欲的な人材の確保を図るため、振興条例計画(26号の2)を策定する場合は、非農用地予定区域の設定等について農水省より参考として示されている「農業振興地域制度に関するガイドライン」に固執することなく、地域特性に応じた農用地の効率的な利用を認めるよう柔軟な対応が必要。</p> <p>⇒ 自治体経営、地域振興、地域の特性を活かしたまちづくりの観点から、農村集落の活性化を図るには、担い手の育成や新規就農者の定住化の促進はもちろんのこと、農村のまちづくりに意欲的な人材、若人が農村集落に移住、定住することが不可欠である。かんがい排水事業については、受益地が広範囲に及ぶことから、②のように8年未経過の対象外とするか、もしくは住民合意による振興条例計画(26号の2)を策定する場合は、ガイドラインに固執せず、非農用地予定区域の設定や農用地区域からの除外手続きについて地域の特性と実態に合わせた柔軟な対応を行うよう強く要望する。</p>